

年金が少なくて
生活できない



介護が必要だが、
利用料が払えない



ケガがあり、仕事
がみつからない



病気で働けない



生活保護の申請は国民の権利です



生活保護を必要とする可能性は
どなたにもあるものですので、
ためらわずにご相談ください。



子育て中で生活
費が足りない



蓄えがなくなり
生活できない



医療費の支払が
できない



コロナで収入が
減った



生活に困ったらまずは相談を！

家庭の事情や困っている状況などをお聞かせください。
生活保護の制度を基本に、皆さんの事情に応じて一緒に考えます。
秘密は守られますので、ためらわずにご相談ください。

申請・相談に必要なもの(例)

- ・収入が分かるもの(給与明細書、年金証書など)
- ・資産が分かるもの(記帳した通帳の写し、生命保険の証書など)
- ・住居の賃貸借契約書
- ・各種保険証(国民健康保険証、介護保険証など)
- ・各種医療証(ひとり親家庭医療証、障害者医療証など)
- ・各種手帳(障害者手帳、精神福祉手帳など)
- ・その他 収入や資産に関わるものなど

詳しくは、電話やメールなどでお問い合わせください。

といあわせさき ねやがわし ふくしぶ ほごか
問合せ先 寝屋川市 福祉部 保護課

でんわ ちよくつう
電話 072-838-0347(直通)

ふあくす
FAX 072-826-1860

いーめーる
E-mail hogo@city.neyagawa.osaka.jp



市ホームページ

うけつけじかん げつ きんようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ ごせんじ ごごじ ふん
受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時から午後5時30分